

○財務省告示第二百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百五

十三回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第一百一号）第二条第一項並びに  
特別会計に関する法律（平成十

三 振替法の適用 九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札」と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格

方募

イ

ロ

ハ

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入  
 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決  
 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 定  
 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競 と  
 入 場 も 加 ` た 価 国 一 を 場 で 競 競 と  
 札 特 の 者 財 後 格 債 定 特 あ 争 争 ず  
 発 別 に ご と 務 に 競 争 市 る 参 っ 入 入 る  
 行 一 加 る に 大 行 争 入 場 も 加 、 と 札 札 も  
 一 者 発 行 行 札 の 札 行 別 の 者 財 同 行 一 による  
 と 第 II 非 価 格 競 争 入 札 行 一 とい う 。  
 いう 。 ) 以下 国債 市場 特別 及び 以下 額 市 札 格 非

込 募 各 割 各 当 も 各  
 み 限 国 り 申 て の 申  
 の 度 債 当 込 る か 込  
 応 額 市 て み 。 ら み  
 募 の 場 の の そ の う  
 額 範 特 。 応 の ち  
 を 囲 別 募 額 を 案 分 に よ り  
 割 内 参 加 者 ごと の 申  
 り に お いて 各 申  
 当 たい 各 申  
 て る 。 申

入 価  
札 格 行  
発 競  
行 争 額

札 非  
発 競  
行 争  
入

特 別 債  
市 場  
加 場  
I  
行 争  
非 者  
入 価  
札 格  
発 競

特 別 債  
市 場  
加 場  
II  
行 争  
非 者  
入 価  
札 格  
発 競

で 千 百 六 億 円 で 、 額 面 金 十 六	た 利 付 債 に 関 する 基 律 第 四 十 六	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づく 第 四 十 六	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 千 百 八 十 二 億 円 で 、 額 面 金 十 五 四 百 十 一	た 利 付 債 に 関 する 基 律 第 四 十 六	た 利 付 債 に 関 する 基 律 第 四 十 六	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づく 第 四 十 六	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	億 千 七 十 五 万 四 百 十 一	は 、 額 面 金 十 四 百 十 一	づ き 行 った 付 債 に 関 する 基 律 第 四 十 六	法 第 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づく 同	八 千 六 百 二 十 二 億 円 、	付 国 債 に 関 する 基 律 第 四 十 六	一 項 の 規 定 に 基 づく 第 四 十 六	会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	、 平 成 二 十 七 年 度 予 算 、	三 百 四 十 七 億 七 千 六 百 十 五 万 円	債 に 関 する 法 律 第 四 十 六	の 規 定 に 基 づく 第 四 十 六	特 例 に 関 する 法 律 第 二 条 第 一 項	確 保 を 図 る た め の 公 債 の 発 行	う ち 、 財 政 運 営 に 必 要 な 財 源	額 面 金 額 で 二 兆 三 千 億 円
---	--	---	---	---	---	--	--	---	---	---	--	--	---	--	--	---	---	--	---	--	---	---	--	---	---	---

			十 十				九 八		二				八		七		
			イ 一				振 額 最		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発				口 イ		払 込 金 額		
非 者 特 国 札 非 入 価 発			札 競 札 格 競 行 行				替 単 位		入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 別 債 入 札 競 札 格 競 札 格 競 札 格 競				札 競 札 格 競 行 入 行 争		込 金 額		
格 第 参 加 場			、 入 行 争 格 日				位		発 競 Ⅱ 加 場				発 競 Ⅰ 加 場		入 行 争 格		
六 厘	額 面 金 額	五 厘 以 上 の 円 に つき 百 十 九 錢	五 厘 以 上 の 円 に つき 百 十 九 錢	平 成 二 十 七 年 六 月 十 五 日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 二 百 八 十 三 十 七 万 六	千 二 百 八 十 五 億 八 千 四 百 四 十 七	万 九 千 八 百 四 十 七	二 億 二 千 四 十 三 万 二 千 七 百 十 九	二 兆 三 千 四 十 七 億 九 千 七 百 十 九				

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二  
期参所金金期 期  
日加支額限 子以

初利入価・別債行争  
期札格第参市及入  
利発競II加場び札  
子率行争非者特国発

平成二十七年六月十五日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
日額百九十六万五千円  
平成二十年六月十五日  
る利息をその日以前六ヶ月間に  
い、その日以前六ヶ月間に  
日を、支払う。前六ヶ月間に  
毎年の六月十五日及び十二月十五日  
以後の各支払期にお

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は払し払平年  
定、次その金がと成○  
す号の銀額し十・  
る期及翌行を、七パ  
日及び営業休業支次年  
に第十日業業払の十セ  
つ十五日にに。式月ト  
いて号支当たただよ十五  
同におうるとしり日  
じ。い（と、算を  
。て以き支支出支